

新潟県条例第35号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、保健所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 警視又は警部の階級にある新潟県警察の警察官（第1号に掲げる職及び職員の名誉のため当該職員の下線が引かれた部分を加える。）</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、保健所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 警視又は警部の階級にある新潟県警察の警察官（第1号に掲げる職を除く。）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。